

## リスクを抑えるためのポイント

### ポイント① 資産分散

1つの投資対象にまとめて投資せず、値動きの違うさまざまな資産に分散して投資すれば、リスクも分散し、運用の安定性が増します。

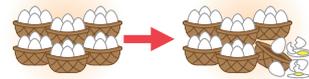
<卵は1つのカゴに盛るな>

資産運用に関することわざの1つです。1つのカゴにすべての卵を盛っていた場合、カゴを落としたときにすべての卵が割れてしまうおそれがあります。いくつかのカゴに分けて卵を盛っていれば、そのうちの1つを落としてもすべての卵が割れてしまうことは避けられます。

1つのカゴに投資した場合



複数のカゴに投資した場合



### ポイント② 長期投資

株式も債券も価格変動はまぬがれませんが、短期間でみると一時的な要因により大きく変動することがありますが、長期的に投資することにより、この変動リスク（値動きの幅）が小さくなる傾向があります。変動リスクが小さくなり運用の安定性が増すと、リスクの管理が行いやすくなります。

### ポイント③ 時間分散

安い時に買って高い時に売る。理想ではありますがプロでもタイミングは難しいものです。そこで、一度にまとめて投資するのではなく、時期を何回かに分散して投資することで、投資タイミングによる価格変動リスクを低減する効果が期待できます。

## 投資信託の値段

投資信託の値段のことを「基準価額」といいます。投資信託に組み入れている株式や債券等をすべて時価評価し、債券の利息や株式の配当金等の収入を加えて資産総額を算出します。（外貨建資産は円換算します。）そこから運用に必要な費用等を差し引いて純資産総額を算出し、ファンドに投資している投資家（受益者）全員の合計口数（受益権総口数）で除して、一日に一度、毎日算出されています。

$$\text{基準価額} = \frac{\text{純資産総額（資産総額－費用等）}}{\text{受益権総口数}} \times 10,000 ※$$

※当初、1口1円で設定された投資信託は、1万口あたりの価額で公表されています。

### ●「ブラインド方式」がとられています。

投資信託の基準価額は当日の市場の引け後（午後3時以降）に計算されるため、お客さまが追加型公募株式投資信託のお取引（購入や換金）を行う時点では、当日の基準価額は分かりません。これを「ブラインド方式」といいます。これは、既に判明している基準価額で取引ができるとファンドの運用に影響し、既存の投資家（受益者）の利益が害されることがあることから、投資家の平等性を確保するためにこのような方式がとられているものです。

※海外の株式や債券に投資するファンドは、お申込日（またはご指定日）の翌営業日の基準価額が適用されます。

※基準価額は投資信託会社のホームページや新聞等に掲載されます。（全ての新聞に掲載されるものではありません。）

### ●「個別元本方式」がとられています。

追加型公募株式投資信託にかかる課税の際に、お客さまがそのファンドを購入したときの基準価額をもって税法上の取得価額とし、投資家（受益者）ごとに計算する方式のことです。分配金を受け取る時や換金した時の収益にかかる税金の計算は「個別元本」に基づいて行われ、個別元本を上回る金額に対して課税されます。個別元本は、同じ投資信託を追加購入したときや分配金を再投資したとき、元本払戻金（特別分配金）が支払われたときに再計算（修正）されます。

※お客さまの個別元本は、お客さまにお送りする各種報告書等に記載されています。

## 投資信託の収益分配金

投資信託の決算が行われた際に投資家に支払われる金銭を「収益分配金」または「分配金」といいます。運用によってファンドが得た収益を投資した金額に応じて投資家に分配するものです。ファンドによって決算の回数や日付は異なり、支払われた分配金をファンドに再投資するタイプと受け取ることができるタイプがあります。

※運用状況により収益分配金が出ないこともあります。

### ● 収益分配金の留意点

追加型公募株式投資信託の収益分配金には、課税扱いの「普通分配金」と非課税扱いの「元本払戻金（特別分配金）」の2種類があります。投資家ごとに個別元本（購入時の基準価額）が異なるため、投資家によってはファンドの決算時の基準価額が自分の個別元本より低いときにも収益分配金が支払われます。この時の分配金（一部または全部）はその投資家にとっては、収益の分配（普通分配金）ではなく、元本の一部払い戻しに相当すること（元本払戻金（特別分配金））となります。元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その分個別元本が低くなります。

普通分配金 = 個別元本を上回る部分からの分配金です。（収益／課税扱い）

元本払戻金（特別分配金） = 個別元本を下回る部分からの分配金です。（元本の一部払戻しに相当／非課税扱い）

## 投資信託の税金

### ● 公募株式投資信託

収益分配金（普通分配金）ならびに換金時および償還時の差益は、原則として課税の対象となります。

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の該当箇所をご覧ください。

※個人のお客さまの確定申告にかかるご負担を軽減させるべく当金庫が納税の代行などを行う制度として「特定口座」があります。「特定口座」をご利用いただくことで、確定申告が不要または手続きが簡単になります。

詳しくは「特定口座のご案内」パンフレットをご覧ください。

### ● 公社債投資信託（マル優制度をご利用の場合を除きます。）

個人のお客さまの収益分配金、解約時および償還時の益金については、利子所得として源泉分離課税されます。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の該当箇所をご覧ください。

※税制改正等に伴い内容が変更となる場合があります。 ※税制等の詳細については、国税庁、税務署、税理士等の専門家へお問い合わせください。

## ● 投資信託に関するご注意事項

---

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.3%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約1.98%(消費税込み)を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しております。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

商号等：米沢信用金庫 登録金融機関 東北財務局長(登金)第56号

---

本店営業部 (0238)22-3430	南支店 (0238)23-9058	赤湯支店 (0238)43-2640	山形支店 (023)641-3223
東支店 (0238)22-3437	御廟支店 (0238)22-0001	長井支店 (0238)84-6851	
北部支店 (0238)23-3435	中田支店 (0238)37-5888	高島穂野目支店 (0238)57-4520	
西部支店 (0238)23-3297	通町支店 (0238)24-3113	川西支店 (0238)42-2255	